

本手順書は、各業務の参考例として送付するものであり、各地方公共団体の実情に応じて、個々の業務内容・業務手順・委託の可否等については、検討の上で使用することを想定している。本手順書の作成にあたっては、所管省である文部科学省の協力を得ているところである。

市区町村の窓口業務に関する 手順書

(委託範囲の切り分けを含む)

区分(業務名)
転入(転居)者への転入学期日及び小・中学校の通知

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・委託事業者による実施が認められない業務

【事務委任・補助執行(一部)可】・・・教育委員会が首長部局の職員に(一部を)事務委任又は補助執行させることができる業務

業務名	転入(転居)者への転入学期日及び小・中学校の通知
-----	--------------------------

【留意点】

障害があるなど何らかの支援を要する児童生徒の就学先の調整等、保護者と教育委員会との間で就学すべき学校についての調整に時間を要する場合には、転入届提出前に、以下の手順を行うことが推奨される。

※事前の相談

保護者から事前に教育委員会に対して就学すべき学校に関する相談があり、保護者と教育委員会との間で調整がなされ、就学すべき学校の指定の変更の申立等が行われなかったことの確認がなされた場合、教育委員会は事務委任又は補助執行する首長部局の職員に、そのことを連絡する。(4. ただし書参照)

区分(窓口)	業務手順	備考
1.受付 (首長部局)	(1)必要書類の確認 保護者(来庁者)の本人確認書類の提示を受ける。代理人の場合は、委任状と異動者の本人確認も行う。 その他手続に必要となる書類がある場合は、併せて確認を行う。	
	(2)転入(転居・区間異動)先住所確認 転出証明書、住民異動届等により転入(転居・区間異動を含む)した児童・生徒及びその保護者の転入先住所・異動日を確認する。 ・外国籍の場合には、在留カード及び聞き取りにて、国名、読み仮名なども合わせて確認する。	
	(3)教育委員会への通知 転入の届出があった旨、口頭又は文書により教育委員会に通知する。 ※転入の届出があった旨を文書により教育委員会に通知する場合は、通知文書を作成する。	・学校教育法施行令第4条
	(4)教育委員会への案内 転入学の手続を教育委員会で行うように案内する。	

区分(窓口)	業務手順	備考
2.指定 (教育委員会)	(1) 就学すべき学校の指定 転入先住所や異動日等から就学すべき学校と転入学の期日を指定する。 ※教育委員会が首長部局の職員に学齢簿の編製及び加除訂正を事務委任又は補助執行させている場合は、指定した就学すべき学校や転入学の期日等をその者に連絡する。	・学校教育法施行令第6条第1号において準用する第5条第1項 ・学校教育法施行令第5条第2項
3.作成 (教育委員会) 【事務委任・補助執行可】	(1)学齢簿の編製 市町村の住民基本台帳に基づいて、学齢簿の編製を行う。 ○学齢児童生徒の氏名、現住所、生年月日、性別 ○保護者の氏名、現住所、学齢児童生徒との関係 ○就学する学校の名称、転入学の年月日等 なお、同じ市町村内で住民異動等があった場合は必要な加除訂正を行う。 ※事務委任又は補助執行する首長部局の職員は、教育委員会において編製又は加除訂正した学齢簿の審査を受ける。 ※転入学の年月日や就学する学校の名称等を文書により通知する場合は、通知文書を作成する。 (通知文書を作成する際の注意点) ・通知文書に記載する内容については教育委員会が指定する。 ・通知文書にも就学すべき学校の指定の変更ができること及びその手続を明記する。 ・事務委任又は補助執行する首長部局の職員は、教育委員会において作成した通知文書の審査を受ける。	・学校教育法施行令第1条 ・学校教育法施行規則第30条 ・学校教育法施行令第3条

区分(窓口)	業務手順	備考
<p>4.通知 (教育委員会) 【事務委任・補助執行一部可】</p>	<p>(1)保護者への通知</p> <p>転入学の期日や就学すべき学校のほか、就学すべき学校の指定の変更ができることを口頭又は文書により保護者に通知する。</p> <p>※文書により保護者に通知する際の引渡しは教育委員会が行う。</p> <p>ただし、文書により保護者に通知する場合には、通知文書の引渡し前に教育委員会と保護者との間で調整がなされ、就学すべき学校の指定の変更の申立等が行われなことが明らかな時は、事務委任又は補助執行する首長部局の職員が通知文書を引き渡すことができる。</p> <p>※就学すべき学校の指定の変更の申立があった場合は、予め定めた要件や手続等に基づき対応する。なお、教育委員会においては、就学校の指定を変更することができる場合の要件や手続等を予め定め、公表しておく。</p>	<p>・学校教育法施行令第6条第1号において準用する第5条第1項</p> <p>・学校教育法施行規則第32条第2項</p> <p>・学校教育法施行規則第33条</p>
<p>4.通知 (教育委員会)</p>	<p>(2)学校への通知</p> <p>就学すべき学校の校長に対して、当該児童生徒等の氏名や転入学の期日を口頭又は文書により通知する。</p>	<p>・学校教育法施行令第7条</p>